

## 議案第100号

さいたま市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

さいたま市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例  
を次のように定める。

平成30年6月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する  
条例

さいたま市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例（平成19年さいたま  
市条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、  
改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当  
該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>さいたま市議会の議員又はさいたま市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第142条第11項の規定に基づき、<u>さいたま市議会の議員（以下「議員」という。）又はさいたま市長（以下「市長」という。）</u>の選挙における同条第1項第5号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成の公営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(選挙運動用ビラの作成の公営)</p> <p>第2条 <u>議員又は市長</u>の選挙における候補者は、第5条に定める額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条</p>	<p>さいたま市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第142条第11項の規定に基づき、<u>市長</u>の選挙における同条第1項第5号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成の公営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(選挙運動用ビラの作成の公営)</p> <p>第2条 市長の選挙における候補者は、第5条に定める額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項に</p>

第2項において準用する場合を含む。)の規定により市に帰属することとならない場合に限る。

(選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出)

第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者(以下「ビラ作成業者」という。)との間において選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、市選挙管理委員会(以下「市委員会」という。)が定めるところにより、その旨を、議員の選挙にあつては当該区の選挙管理委員会を経由して市委員会に、市長の選挙にあつては市委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用ビラの作成の公費の支払)

第4条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第5号に定める選挙の区分に応じた枚数の範囲内のものであることにつき、市委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき市委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。

(1)・(2) [略]

(選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額)

第5条 第2条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、前条各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が、法第142条第1項第5号に定める選挙の区分に応じた枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額とする。

において準用する場合を含む。)の規定により市に帰属することとならない場合に限る。

(選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出)

第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者(以下「ビラ作成業者」という。)との間において選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、市選挙管理委員会(以下「市委員会」という。)が定めるところにより、その旨を市委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用ビラの作成の公費の支払)

第4条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第5号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、市委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、市委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。

(1)・(2) [略]

(選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額)

第5条 第2条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、前条各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が、法第142条第1項第5号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額とする。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のさいたま市議会の議員又はさいたま市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。